

江東区文化財保護強調月間2023

# 歴史と文化を 考えよう



江戸名所之内 永代橋の風景 国綱  
(国立国会図書館デジタルコレクション)

永代橋は、江戸名所のひとつで、<sup>ひろしげ えいせん</sup>広重や英泉など、幾人もの絵師が橋の姿とともに、江戸前に広がる風景を描きました。その絵は、多くの場合、橋の西側(中央区)から東側(江東区)方面を遠望し、そこに<sup>えんぼう</sup>佃島を描くという構図です。しかし、<sup>くにつな</sup>国綱が描いたこの絵は、東側を中心に据え、南に佃島を取り込んだ構図になっています。橋の近くに茶屋があることは、多くの人がこの橋を渡ったことを窺わせ、<sup>かたわ ていはく</sup>佃島の傍らに停泊する複数の廻船は、江戸が物資の集積地であることを示しています。 ※現在の永代橋は、国の重要文化財です。

これらの事業を通して、地域の歴史や文化を知る機会にしたいだけだと思います。いまの時代、区内の文化財を後世に伝えることは、簡単ではありませんが、繋がなければ失われてしまいます。ぜひ、関心をお持ちいただければと思います。詳細は、2・3面をご覧ください。

(文化財主任専門員 出口宏幸)

# 下町文化



KOTO City In TOKYO  
スポーツと人情が熱いまち 江東区

NO.

303

2023.9.29

発行

江東区地域振興部  
文化観光課文化財係  
〒135-8383  
江東区東陽4-11-28  
TEL.(03)3647-9819  
<https://www.city.koto.lg.jp/>

○江東区文化財保護強調月間2023

歴史と文化を考えよう

地域に根差した江戸文化

民俗芸能大会

文化財講演会

東京9区文化財古民家めぐり

江東区伝統工芸展

○志演神社にみる文化財の来歴

○江東区の復興小公園

—震災から100年—

○関東大震災から100年

変貌した深川 ～土地区画整理の実施～

○深川の豪商

近江屋喜左衛門

## 地域に根差した江戸文化

秋を形容する言葉はさまざまありますが、文化財係ですので「文化の秋」、それも「伝える」「繋ぐ」の言葉に注目したいと思います。

文化財は、長い間、多くの人々によって守られ、伝えられてきました。それは、人々によって繋がれてきたという事でもあります。ここでは、この秋に見ることのできる、区内に受け継がれてきた「無形」の文化財をご紹介します。

一つは、無形民俗文化財です。江戸時代に仕事や暮らしから生まれ、江戸の粋を体感できる民俗芸能は、10月の区民まつりで披露されます。もう一つは、無形文化財です。昔から人々の暮らしを支えてきた、職人さんの磨き抜かれた伝統的な技術は、11月の伝統工芸展で見ることが出来ます。11月22日には、本区の歴史をテーマとする文化財講演会も行われます。

# 民俗芸能大会

10月15日(日)

会場 都立木場公園

〔午前11時～12時30分〕

場所 入口広場(角乗池)

## 木場の角乗

東京木場角乗保存会

江戸時代、木場の筏師(川並)は、鳶口一つで材木を筏に組んでいました。角乗は、その仕事の余技として生まれました。

〔午後1時30分～3時40分〕

場所 イベント広場(メインステージ)

## 木場の木遣

木場木遣保存会

木場の川並衆が材木を練る時、お互いの息を合わせるため、歌われた労働歌です。

## 木場の木遣念仏

木場木遣保存会

木場に伝えられたもので、大数珠を手繰りながら念仏を唱える大変珍しいものです。

## 砂村囃子

砂村囃子睦会

江戸時代中期に金町の香取明神社(現葛飾区葛西神社)の神官が農民に教えた祭囃子の流れを汲むお囃子です。

## 富岡八幡の手古舞

富岡八幡の手古舞保存会

富岡八幡宮の祭礼で神輿の先頭に立ち、木遣を歌いながら、男鬘に裁着袴という粋ないでたちで練り歩きます。昔は、辰巳芸者が行いました。

## 深川の力持

深川力持睦会

江戸時代から倉庫地帯であった佐賀辺りで、米俵や酒樽などの運搬をする人々の余技として芸能化しました。



木場の角乗(右上)  
富岡八幡の手古舞(右下)  
砂村囃子(中上)  
木場の木遣(左上)  
深川の力持(左下)

## 文化財講演会

「関東大震災と住民たち」

大正12年(1923)の関東大震災では、江東区の西部(深川区)がほぼ全焼し、火災を免れた東部(城東区)に多くの被災者が避難しました。当時の地域住民が置かれた状況と災害に立ち向かった様子・地域の歴史を紹介します。

日時 11月22日(水) 18時30分～20時  
会場 教育センター1階大研修室  
(東陽2-1-3-16)

定員 50人

費用 無料

講師 鈴木淳氏(東京大学教授)

締切 10月18日(水) 必着

申込方法 往復はがき(1枚につき1名・複数名の申込不可)の往信面裏に①「文化財講演会」と記入②住所③氏名・ふりがな④電話番号を記入、返信面表に⑤郵便番号⑥住所⑦氏名を記入し、〒135-8383 江東区役所文化観光課文化財係へお送りください。※消せるボールペンでは記入しないでください。

問合せ先

文化観光課文化財係

電話 03-36647-9819

FAX 03-36647-8470

東京文化財ウィーク2023

## 「東京9区文化財

### 古民家めぐり」

10月1日(日)～11月30日(木)の期間は、都内9区(足立・板橋・江戸川・北・杉並・世田谷・練馬・目黒・江東)が参加し、文化財となっている古民家を紹介します。

また、東京区政会館(千代田区飯田橋3-5-1・最寄り駅:東京メトロ飯田橋駅・開館時間:平日午前9時～午後8時30分・土曜日午前9時～午後5時・日曜日・祝日を除く)1階では、9月9日(土)～11月1日(水)の期間に「私たちの町に古民家を残す」と題した展示を行っています。

江東区では、江戸時代の民家建築である旧大石家住宅が、仙台堀川公園内(南砂5-24地先)に保存され、公開しています。



旧大石家住宅

開館日 土曜日・日曜日・祝日  
開館時間 午前10時から午後4時

無形文化財公開事業 **入場無料**

# 江東区伝統工芸展

日時 11月1日(水)～11月5日(日) 午前10時～午後4時  
会場 深川江戸資料館 地階レクホール(江東区白河1-3-28)

42回目となる本展では、伝統工芸の技を受け継ぐ区無形文化財保持者による実演・体験を行います(日程表参照)。

また、今回は江戸切子の特集展示を行います。ぜひご覧ください。

## 実演・体験時間

〔午前の部〕 午前10時～12時30分  
〔午後の部〕 午後1時30分～4時

日程表のうち、    の技術で体験ができます。申込みは会場で直接職人

さんに申し出てください(材料が無くなり次第終了)。実費がかかります。

## 伝統工芸品即売(会期中)

会場内で、江東区伝統工芸保存会による工芸品の即売が行われます。またとない機会ですので、是非どうぞ。



実演公開日程表			
日程	技術「体験内容 費用」	保持者	
11/1 (水)	午前	江戸切子「小皿 1,000円」	小林淑郎
		刀剣研磨	臼木良彦
		べっ甲細工	磯貝 實
	午後	無地染「手ぬぐい 2,500円」	近藤良治
江戸切子「小皿 1,000円」		小林淑郎	
染色補正		丸田常廣	
11/2 (木)	午前	襖櫓・襖椽	鈴木延坦
		無地染「手ぬぐい 2,500円」	近藤良治
	午後	染色補正	丸田常廣
		茶の湯指物「箸 1,500円／飾台 500円」	山田一彦
11/3 (金・祝)	午前	更紗染	佐野利夫
		相撲呼出し裁着袴製作	山口由紀
	午後	建具 「組子 枡つなぎ1,000円／ 亀甲麻の葉1,500円」	友國三郎
		更紗染	佐野利夫
11/4 (土)	午前	紋章上絵	亀山晴男
		茶の湯指物「箸 1,500円／ 飾台 500円」	山田一彦
	午後	木彫刻「根付 平面500円／ 立体2,000円」	渡邊美憲
		建具 「組子 枡つなぎ1,000円／ 亀甲麻の葉1,500円」	友國三郎
11/5 (日)	午前	茶の湯指物「箸 1,500円／ 飾台 500円」	山田一彦
		表具「一閑張 1,000円／ 2,000円」	岩崎 晃
	午後	襖櫓・襖椽	鈴木延坦
		相撲呼出し裁着袴製作	山口由紀
11/5 (日)	午前	表具「一閑張 1,000円／ 2,000円」	岩崎 晃
		刀剣研磨	臼木良彦
	午後	建具 「組子 枡つなぎ1,000円／ 亀甲麻の葉1,500円」	友國三郎
		表具「一閑張 1,000円／ 2,000円」	岩崎 晃
11/5 (日)	午前	刀剣研磨	臼木良彦
		相撲呼出し裁着袴製作	山口由紀
	午後	木彫刻「根付 平面500円／ 立体2,000円」	渡邊美憲
		刀剣研磨	臼木良彦
11/5 (日)	午後	茶の湯指物「箸 1,500円／ 飾台 500円」	山田一彦
		木彫刻「根付 平面500円／ 立体2,000円」	渡邊美憲

(順不同・敬称略)

※都合により変更する場合があります。ご了承ください。

    の技術は体験ができます(有料)。

申込みは当日会場で(材料が無くなり次第終了)。



## 会場・深川江戸資料館への交通

- 東京メトロ半蔵門線「清澄白河」下車A3出口より徒歩3分
- 都営大江戸線「清澄白河」下車A3出口より徒歩3分
- 都バス門33「清澄庭園前」下車徒歩3分
- 都バス秋26「清澄白河駅前」下車徒歩4分

## 志演神社にみる文化財の来歴

江東区内の神社にはさまざまな文化財があります。それらの中には、神社とのゆかりが明確なものがある一方で、その神社との関わりが不明なものもあります。

### 志演神社の文化財

志演神社（北砂2）は、社伝によると、もとは十間川の東岸にあり、寛永元年（1624）当地開発の際に菅原長寛が稲荷の神を勧請し熊野吉野の両神を合祀して深川稲荷と称したことに始まります。元禄の頃、参拝に立ち寄った將軍から「民の志を演ぶる所殊勝なり」と言われ、社号を志演稲荷に改め、元禄8年（1695）に現在地に移ったとされます。また、『新編武蔵風土記稿』によると、同社は寛永年間（1624～44）八右衛門によって開発された八右衛門新田の鎮守であると記載されています。八右衛門新田は、現在の北砂1丁目・2丁目辺りの地域です。昭和20年（1945）の戦災により社殿を焼失しましたが、復興



燈籠（残欠）の右側

され、現在に至ります。

現在、志演神社には指定文化財3件と登録文化財8件があり、10件は石造物です。例えば「燈籠（残欠）織田長好奉納 一対」の右側竿石には「奉寄進石燈籠 深川稲荷」という刻銘があります。また、『新編武蔵風土記稿』にもこの燈籠についての記述があり、志演神社とのゆかりがわかります。

### 志演神社の庚申塔

志演神社の社務所裏には5基の庚申塔が安置されており、2基は指定文化財、3基は登録文化財です。庚申塔は庚申信仰に基づいて建てられた石造物です。庚申信仰は、道教の考えをもとに、仏教・神道・民間信仰などの影響を取り入れて成立し、江戸時代には庚申講として全国に拡大しました（本誌266号参照）。

5基の庚申塔のうち、2基には人名に村名が刻まれています。指定文化財である延宝8年



4基の庚申塔。木を挟んで左手前にも1基ある。



庚申塔 延宝8年在銘

（1680）在銘の庚申塔には「武州葛麻郡西葛西領 八右衛門新田」、元禄6年（1693）在銘の庚申塔には「八右門新田」とあり、どちらも八右衛門新田の村民によって造立されたことがわかります。また、延宝8年の方には「中嶋八右衛門」という刻銘があり、村の開発者の子孫である可能性があります（本誌281号参照）。残りの3基には村名の刻銘がなく、どの村の人々が造立したのかは不詳です。このうち、寛文元年（1661）在銘の庚申塔は、区内で2番目に古い年代で、指定文化財となっています（本誌265号参照）。

そもそもこれらの庚申塔は、造立された当初から志演神社にあったものではないようです。一部は北砂1丁目の道端に古くから建っていたとのこと、その道は庚申塚通りと呼ばれていました。昭和20年の戦災においても庚申塔は焼け残りましたが、現地での保存が難しくなったため、志演神社に移されたそうです。これらの庚申塔と志演神社との直接の関連はないようです

が、当時の八右衛門新田、現在の北砂にゆかりの深い石造物として、地域の人々によって大切に守られ、現代に伝えられています。

### 志演神社の力石

境内右側の植え込みの中に置かれています。力石は、力試しの道具として使用された石です。この力石は寛文4年（1664）在銘で、日本でもかなり古い力石として知られており、指定文化財となっています。同社に伝えられた経緯は不明ですが、戦前は社殿裏にあり、昭和40年頃には現在地付近の地面に直接置かれていましたが、現在は台石の上に置かれています。地元では「志乃武石」とも呼ばれています。



力石 寛文4年在銘

これまでみてきたように、必ずしも神社とのゆかりや来歴が明確でなくても、地域で大切に守り伝えられ、現代まで継承されてきた文化財はこの他にあります。これらの文化財が次代に伝えられるように、地域の方々とともに努めてまいります。

（文化財専門員 金井貴司）

# 江東区の復興小公園

—震災から100年—

## 復興公園とは

復興公園とは、関東大震災（以下、震災）の翌年の大正13年（1924）から昭和5年（1930）までに、震災復興事業の一環として国と東京市によって造られた公園を示します。

国は内務省復興局によって3つの大公園（浜町・隅田・錦糸）が、東京市は公園課により、52の小公園が造られました。なお、江東区内では7つ（元加賀・八名川・森下・臨海・東陽・扇橋・川南）の復興小公園（以下、小公園）が復興小学校に隣接して造られ、今も人々の憩いの場となつています。今号では、区内の小公園について考えていきたいと思います。

## 復興小公園造園の目的と経緯

近代的な公園を造園する計画は震災以前からありましたが、震災後は復興事業に組み込まれました。小公園の造園にあたっては、一般の公園とは異なり、まず非常時に防火拠点とすること、



図1 壁泉(元加賀公園)

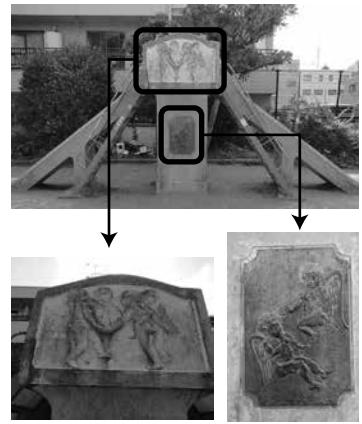


図2 滑台(川南公園)

通常時では、地域の公園としての機能の他、隣接する小学校の運動場の延長とすることが決められました。

なお、東京市では、117の小学校が震災により焼失しました。当初はこれら全ての小学校に小公園を造園する計画がありましたが、経費の関係から前掲の52か所にとどまることになりました。ちなみに、全小公園の総経費13,752,175円の9割が用地費にあてられており、いかに用地の取得が困難であったかが分かります。

## 復興小公園のデザインと造園方針

小公園の造園は、東京市造園課長井下清（1884～1973）により主導されました。井下は、進取の気性をもち、震災以前から市内に小公園を設置し、さらに、これらに社会的な意味を付与していました。井下は、公園を民衆の憩いの場と定義し、社会、教

育、保健事業の機能を果たすべきものとし、また『都市と公園』。小公園は、欧米諸国の教会に倣って、小学校と一体となつて地域のコミュニティの中心となるよう配慮されました。こうした考えをもった井下は、震災後は、当時北ドイツに見られた造園スタイルに影響を受け、これに日本独自の造園方式を取り入れることで、これまでにならぬ小公園の造園を計画しました。

小公園内のレイアウトでは、道路側は非常時を考慮して低い鉄柵とし、数か所に瀟洒な門を設け、中央には広場を置き、その周囲に植栽し休養のためのベンチを備え、さらに、四阿や藤棚を設けて休養所（集会所としても利用可）としました。なお、植栽にあたっては、小公園と外部の境界として常緑低木を密植させる一方で、小公園内には観賞低木を配して花園をつくり、学校の教材として利用できるように配慮されていました。その他にも、公衆便所・飲用水栓・噴水・壁泉・照明などの施設、管理人詰所なども設けられました。さらに、小公園内には、児童の遊戯場が設けられ、滑台・ブランコ・シーソー・ジャングルジム・鉄棒・砂場などが置かれました。

## 区内に残る復興小公園

東京市は、予算の関係から小公園の

面積を一律900坪としましたが、デザインは画一的にならないようにすることを意図して造園しました。例えば、扇橋公園（石島）では、地名に因んだ扇形の広場、露壇とするなどの意匠が凝らされています。

当時の図面を見ると、区内の小公園には、前記した施設や遊具があったことが確認されますが、修復を経ながら現存し当時の姿を伝えるのは、元加賀公園（白河4）の壁泉（図1）と川南公園（千石2）の滑台（図2）のみです。壁泉は、開園当初の東陽公園（東陽3）にもあったことが当時の図面から分かりますが現存していません。なお、壁泉は、平成の初め頃まで噴水として利用されていましたが、現在は止水されています。滑台は、7つの小公園全てに設置されていたことが図面から確認できますが、当時のものは川南公園にしか現存していません。

また、滑台の支柱に設置されている2枚のレリーフ（図2）には子どもや天使が遊び戯れている姿が刻まれています。震災後の荒廃した現状とは真逆の世界が表現されています。惨状を目の当りにした子どもたちの心を癒す理想郷が描かれているようにも思えます。

（文化財専門員 大関直人）

## 変貌した深川 〱 土地区画整理の実施

新生東京を目指して

大正12年(1923)9月1日の関東大震災における火災により、東京市では面積の4割3分余にあたる1048万5474坪が焼失しました。政府は、首都東京を理想的な都市とするべく復旧ではなく復興を行うこととし、焼失区域を対象に復興事業を進めることにしました。

震災前の東京は、道が狭くて曲がりくねり、行き止まりの路次横丁が無数にありました。火事のために出動した消防ポンプも入れず、ホースを遠方から引き入れても、時間がかかって火の手が広がってしまったことも少なくありませんでした。政府は、このような状態を改善するため、安全で、衛生的で、気持ちの良い、さらに能率の高い都市の建設を目指したのです。

### 土地区画整理

新しい街づくりには、道路を広げ、防火地帯を作り、街路区画を整理しなければなりません。そのため、宅地を削って用地を得る必要があります。

土地の収用には、買収による方法と区画整理による方法があります。買収による方法では、土地を買収された人

は全く生活の根拠を失うのに対し、買収されなかった人は所有地が道路に面して地価が上昇するなどの思いがけない利益を得ることとなり、不公平が生じてしまいます。そこで、最も公平で、最も苦痛の少ない土地区画整理の方法が採用されました。

土地区画整理の公平性は、施行地区内の地主全体で用地を無償提供する点にあります。その代わりに地主は、区画整理によりすべての土地が整形されて道路に面するようになるため、所有地の地価が上がって利益を受けることとなります。なお、提供の割合は1割で、1割を超えた部分に対しては補償金が支払われます。

一般的に郊外で実施される例の多い土地区画整理を、建物が密集する都市内で行うことは困難です。しかしながら、対象地が焼け跡であることや、災害に強い街を子孫に残すという強い意志から、政府ならびに東京市は、禍を転じて福となすべく、区画整理の実施に踏み切ったのです。

### 土地区画整理の方法

大正12年12月24日に土地区画整理を規定した特別都市計画法が公布され、



図1 江東区域の施行地区  
〔帝都復興区画整理誌〕第3編各説第4巻

翌年3月20日には整理対象区域が告示されます。対象区域は約912万坪(当初)で、郡部の一部(砂町の一部など)を含みます。さらに同月27日には区域を65か地区に細分化した施行地区が告示されました。この地区ごとに独立して区画整理を行います。道路・公園・運河などは地区をまたぐために各地区相互に連携して施行します。国は15か地区、東京市は50か地区を担当し、江東区域は第52地区から第62地区、及び第65地区に分けられました(図1)。

まず、幹線街路(幅員22m以上)と運河、及び大公園(隅田・浜町・錦糸)について、区域全体で交通運輸や安全衛生に配慮しながら配置します。ついで補助線街路(幅員11m以上22m未満)、そして幹線・補助線を連絡する

区画整理街路(原則幅員3mから11mまで)を配置します。また小公園(52か所)を、人口密度や既存の公園などとの関係を考えて、小学校に隣接して配置します。江東区域では7か所に設置されました(元加賀・八名川・森下・臨海・東陽・川南・扇橋)。その他、共同物場場などの公共施設を配置します。

次に、各地区において公共施設配置による宅地の減少率(減歩率)を決定します。多くの地区で1割を超えたため、宅地を買収して整理前の宅地総面積を減らすことにより減歩率を緩和しています。そして、地区内のブロックごとに減歩率を算出し、地区の減歩率と大差ない場合は、ブロックの減歩率により、各宅地の換地を設計します。換地は、なるべく以前と近い位置に、かつ道路に面するように配置します。減歩率に著しい差異がある場合には、ブロック間で土地を移出入して地区の減歩率に近づけます。こうして地区内の換地設計を完了させます。

その後、地区の土地区画整理委員会(地主と借地人により構成)にかけられて換地位置が決定し、また補償金額などが算出されます。そして、設計地図をもとに国や東京市によって道路や換地の境界に標杭が打たれると、自分の土地や建物を建てる場所が分かりま

すので、各々でバラック（仮設建物）を期限内に換地へ移すことになりました。この移転費用も補償されました。

### 第59地区における土地区画整理

例として、第59地区の現形図（図2）と換地位置決定図（図3）を掲げます。同地区は、東は中ノ川（現平久川）、西は仙台堀支川（現亀堀公園）と油堀川（埋立済）の一部など、南は大島川（現大横川）、北は仙台堀川を境としており、現在の深川1・2、冬木、門前仲町2、富岡1・2にあたります。

#### ① 街路の新設拡張

図2と図3を見比べると、整理前後で道路の様子がずいぶん変わったことがわかります。図3の斜線部分は在来道、黒塗り部分は新設拡張を示します。

図3の3本の太い道路は幹線街路です。第3号線（現永代通り）は、在来

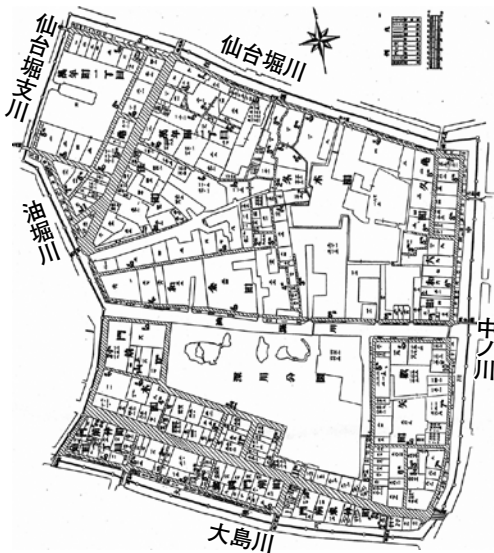


図2 第59地区現形図（加筆）  
（『帝都復興区画整理誌』第3編各説第4巻）

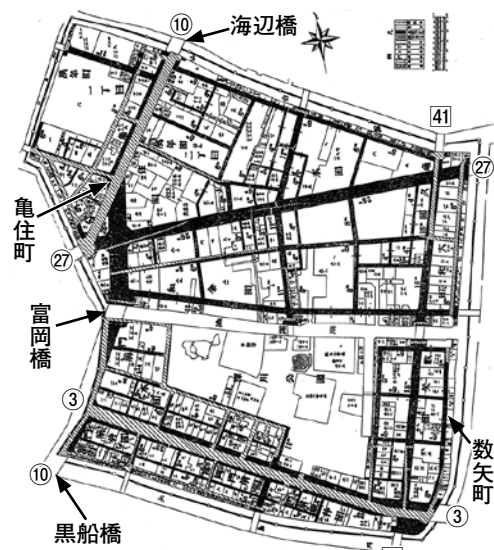


図3 第59地区換地位置決定図（加筆）  
（図2と同じ）※③・⑩・⑭は幹線、④⑪は補助線。

電車通り（斜線部分）の両側を拡張（黒塗り部分）して幅員33mとしました。第10号線（現清澄通り）は、富岡橋（油堀川。撤去済）より在来の亀住町（現深川2）電車通りに至る間を新設（黒塗り部分）しています（本誌283号参照）。黒船橋（大島川）より亀住町に至る間は幅員33m、亀住町より海辺橋に至る間は25mとなっています。第27号線（現葛西橋通り）は、幅員22mの新設道路（黒塗り）であることがわかります。この他、補助線街路、区画整理街路が縦横に通され、街の様子は一変しました。

#### ② 宅地の減少率

地区の整理前宅地総面積は12万161坪余、整理後は10万435坪余で、減歩率は1割6分4厘でした。これでは換地設計上支障があるため、宅地

5503坪余を買収して、減歩率を1割2分4厘に低下させています。また、公共用地面積は、整理前5万6422坪余から整理後7万6148坪余へと増え、地区総面積の4割3分1厘（整理前3割2分）となっています。

#### ③ 換地位置の決定

換地位置案は、大正14年4月15日に土地区画整理委員会にかけられ、翌年6月8日に修正決議されました（のちに数度変更され、昭和4年（1929）5月3日に議了）。

#### 換地設計にあたっては、数矢尋常

小学校の位置が問題となりました。震災前、同小は数矢町（現富岡2）の中央部に建っていました。補助線第41号線が町の中心を南北に貫通することになり、移転の必要がありました。当初は、第41号線沿いに換地する計画

であったところ、数矢町民らから計画通りでは片側町となって町の繁栄が阻害されること、木材運搬のために通学上危険であ

ることから（中ノ川付近には材木商店が多い）、他所への移転を要望する陳情が出されました。一方で深川区会は計画通り数矢町内が適当との意見を示したため、もつれて半年もの間決着がつきませんでした。結局、深川公園地の東北隅（現在地）に換地することに變更されました。

#### ④ バラックの移転

バラックの移転（2478棟）は、地区を106か所の移転群に分け、大正15年9月15日に第一次移転命令が万年町（現深川1・2）と亀住町の一部の第1、第2移転群に出されて以降、順次進められました。移転実施予定期間は昭和2年1月から翌年11月まで、全部の移転が完了したのは昭和4年3月でした。

#### 先人の苦心を振り返る

今回ご紹介した土地区画整理によって、現在の往来が盛んな大通りや下町風情のある路次がつくられたことを喜んでいましたか。何気なく歩いている道や風景にも歴史があります。震災から100年の今、復興にかけた先人の苦心を振り返り、将来に思いを巡らせてみてはいかがでしょうか。

※参考『帝都復興区画整理誌』

『帝都復興事業誌』他

（文化財主任専門員 栗原修）

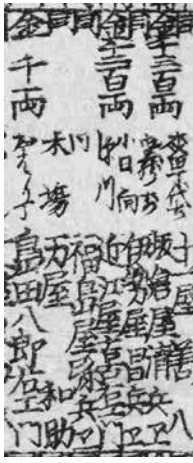
# 深川の豪商

## 近江屋喜左衛門

昭和34年(1959)に刊行された『澁澤倉庫六十年史』には、渋沢栄一の孫敬三のはしがきが付けられています。そこには、「深川区福住町四番地(今の永代町)は私の生れた所で、祖父青淵が明治二年静岡から東京に出てから、神田猿樂町や小川町に居を転々とし、遂に九年この大島川沿いの近江屋喜左衛門の寮を譲り受け改築し本拠とした所です。」と記されています。

明治9年(1876)4月に購入し、8月から本拠とした深川邸は、「近江屋喜左衛門」なる人物の建物を取得し、改築したのですが、この「近江屋喜左衛門」はどのような人物であったのでしょうか。

近江屋喜左衛門は、出自や来歴などが明確にはわかりませんが、苗字は飯島といいました。喜左衛門が史料上に



東都持○長者鑑 嘉永七寅年初秋改正大新帳

(部分、東京都立図書館蔵)

「深川 近江屋喜右(左の間違い)衛門」の

文字が確認できる。

登場するのは寛政2年(1790)のことで、浅草の江戸御廻米納宿13人が解任され、その代わりを喜左衛門が引き受けたというものです。江戸御廻米納宿は、幕府領の年貢納入に関わる業務を担当する商人で、喜左衛門が信用のある人物であったことがうかがえます。

また、万延元年(1860)下総(現千葉県)小見川藩の内田家が窮乏した際、領内の村々から二千両を調達します。ところが村々はそれが出来ないため、喜左衛門から借用し、返済は翌年作られる米を以てあてる旨の史料が残されています(『銚子市史』)。

それ以外にも、嘉永7年(1854)の異国船来航に際し、幕府へ千二百両の御用金を納め、翌安政2年(1855)のいわゆる安政江戸地震の際にも町内などへ施金を行いました(向山誠斎「甲寅雜記」)。このように、近江屋は、大名などへ資金融通を行い、米穀商・金融業など手広く商売を行っていたことが確認できるのです。

江戸の有力商人の一人であった喜左衛門は、明治に入っても同様でした。明治2年(1869)、明治政府のもとで為替会社が設立されます。これは、身元金を元手にして太政官札の取り扱いや金融業務を行うためのものでした

が、近江屋は一万円を出資しています。三井や小野、島田といった豪商らとともに為替会社に参加し、総頭取世話心得という肩書きまでもらった近江屋でしたが、その好況は長くは続かなかつたようです。

明治5年7月、近江屋は土蔵35戸前と建家一式を引当に一万両を借りています(『明治前期財政経済史料』15)。この記録以降、史料から「近江屋喜左衛門」の名前が見られなくなるのです。

明治9年4月16日、渋沢栄一の秘書役を務めていた芝崎確次郎の日記には、栄一が深川福住町の喜左衛門屋敷を実見し、修繕すべき箇所なども含めて確認した旨が記されています(『渋沢栄一伝記資料』)。このことを踏まえると、近江屋は一万両の借金が払えなかったことが考えられます。その抵当となっていた家・土蔵一式は、2日後の4月18日、栄一が一万五百四十円で地主北村文兵衛から購入しました。渋沢家の深川邸はこのような形で誕生したのです。

このように米商人としての近江屋喜左衛門は実業界から姿を消しましたが、ひょんなところで喜左衛門の名前が残っています。豪商時代には、多くの芸人や力士、幫間などが出入りし、「北川町さん」と呼ばれたほど芸事に

通じ、初代三遊亭圓朝などのパトロンの人でもありました。その趣味が高じて萩江節の四代目の株を取得し、四代目萩江露友となったのです。

昭和28年(1953)、英十三が四代目萩江露友に関するエピソードを紹介しています(互笑会『柳橋界限』)。

要約すると、明治15・16年頃に渋沢栄一の深川邸で宴会が催された際、品があり芸も巧みな幫間がいて、まわりを盛り上げていました。ところが、いつの間にもやら姿を消していたことに客が気づき、あの人は誰なのかを話していた際、事情を知る人が近江屋喜左衛門、芸名を萩江露友であると話して周りが驚いたというものです。

明治17年6月30日、49歳で亡くなるとかつての屋敷の隣にあった因速寺(関東大震災後に東砂へ移転)に葬られました。

(深川東京モダン館管理事務所)

副所長 龍澤潤

### お詫びと訂正

前号(No.302)に誤記がありました。

2頁4段目本文9行目

誤…享保19年 正…享保16年

8頁2段目写真のキャプション

誤…東京大空襲・戦災史料センター

正…東京大空襲・戦災資料センター

以上、お詫びして訂正いたします。